

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 当社は企業間の連携を活用して事業を拡大してまいります。
 - ・取引先事業者と公正な取引を行い、相互に利益をもたらす関係性を築くと共に、新しい事業の共創を目指します。
 - ・持続可能で効率的な物流ネットワークの構築を目指し、関係各社と強固な連携ネットワークを醸成します。
- b. 当社は IT 実装支援による業務効率化とサービス力強化を行います。
 - ・運行管理、配車計画、車両管理などの業務を IT 化し、業務効率向上と生産性向上を支援します。
 - ・クラウドシステムや IoT 技術を活用し、リアルタイムでの情報共有を可能にすることで、安全でスムーズな運送業務を実現します。
 - ・デジタルツールを活用し、運転データの分析や労働時間管理を強化することで、安全性向上と働きやすい環境づくりを推進します。
- d. 当社はグリーン化の取組を推進します。
 - ・エコドライブの推奨、運行管理システムの最適化、デジタル技術を活用したルート最適化により、燃費向上とエネルギー効率の改善を図ります。
 - ・低排出ガス車両や再生可能エネルギーを活用した倉庫・設備の導入を推進し、持続可能な物流拠点の整備を進めます。
 - ・輸送の効率化と環境負荷低減に向けた取り組みを推進し、持続可能な物流の実現に貢献します。
- e. 当社は健康経営に関する取組を推進します。
 - ・過重労働を防止し、労働時間の適正管理を徹底します。休暇の取得促進や柔軟な働き方を支援し、社員のワークライフバランスに配慮します。
 - ・車両や作業環境において、社員の健康と安全を守るための改善を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年4月2日

株式会社 R.I.T

企業名

代表取締役 大木 翔馬

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。